

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第4号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項を削る。

第23条の2第2項中「第20条第5項」の次に「(条例第21条第4項において準用する場合を含む。)」を加え、同項を同条第1項とする。

第35条を削り、第36条を第35条とする。

附則第6項中「平成20年4月1日から令和4年3月31日まで」を「平成20年4月1日から令和5年3月31日まで」に改める。

別表第1市長の事務部局の項中

課長 文化センター所長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 環境クリーンセンター所長 (再任用職員に限る。) 会計管理者 会計室長 参事	を	課長 文化センター所長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 保育所長 こども園長 環境クリーンセンター所長 (再任用職員に限る。) 会計管理者 会計室長 参事
「		「
」		」

室長
 課長補佐
 人権センター所長補佐
 コミュニティセンター所長
 （再任用職員に限る。）
 コミュニティセンター所長
 補佐
 文化センター所長（再任用
 職員に限る。）
 保育所長
 こども園長
 指導主事
 会計室長補佐

室長
 課長補佐
 人権センター所長補佐
 コミュニティセンター所長
 （再任用職員に限る。）
 コミュニティセンター所長
 補佐
 文化センター所長（再任用
 職員に限る。）
 保育所副所長
 こども園副園長
 指導主事
 会計室長補佐

を

に改め、

こども園教頭 （教育職給料表の適用を受 ける職員に限る。）	21,000円
-------------------------------------	---------

を削り、

同表教育委員会の項中

公民館長
 教育総合センター所長（再
 任用職員に限る。）
 教育総合センター副所長補
 佐及び指導主事
 図書館長補佐

公民館長
 教育総合センター所長（再
 任用職員に限る。）
 教育総合センター副所長補
 佐及び指導主事
 図書館長補佐
 幼稚園副園長

を

に改め、

「

幼稚園主任教諭	21,000円
---------	---------

」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第23条の2関係）

職員	加算割合
職務の級8級、7級及び6級の職員	100分の15
職務の級5級及び4級の職員	100分の10
職務の級3級の職員	100分の5

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。